

石岡市告示第 736 号

公募型プロポーザルに係る手続き開始の告示

石岡市包括施設管理業務委託に係る公募型プロポーザル実施について、次のとおり公告する。

令和 6 年 7 月 1 6 日

石岡市長 谷 島 洋 司



1 公募型プロポーザルに付する事項

- (1) 業務名称 石岡市包括施設管理業務委託
- (2) 業務内容 別紙「石岡市包括施設管理業務委託仕様書(案)」に記載する業務
- (3) 上 限 額 572,171,000 円以内(消費税及び地方消費税を含む)
- (4) 契約期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日(3 年間)

2 参加資格要件

(1) 参加資格

本業務のプロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。なお、複数の事業者で構成する共同事業体により参加する場合は、特別な記載が無い限り、全ての事業者が次の要件を満たすこと。

- (ア)石岡市建設工事等入札参加資格審査要綱(平成 20 年石岡市告示第 429 号)による審査の結果、「令和 6・7 年度物品納入・役務の提供等入札参加資格審査申請有資格者名簿」に登録された者であること
- (イ)入札参加有資格者名簿に登載されていない場合、参加意向申出書を提出した時点で当該案件に対応するとして定めた種目において現に申込み中であり、候補者を特定する期間までに登載が完了している者であること。
- (ウ)地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項各号に掲げる者でないこと。
- (エ)地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号に掲げる事項に該当する者として石岡市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (オ)石岡市暴力団排除条例(平成 23 年 8 月 11 日条例第 17 号)に該当する者でない

こと。

- (カ)会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生・再生手続き中の者でないこと。
- (キ)石岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要綱（平成17年10月1日訓令第15号）の規定による指名停止の措置を受けていないこと。
- (ク)本業務の総括責任者として、ビルメンテナンス等の業務責任者として通算5年以上の実務経験を有し、本業務に必要な技術力、マネジメント能力及びコミュニケーション能力を有する者を選任できること。（共同事業体の場合は、代表事業者が要件を満たすこと。）
- (ケ)本市との協議や調整に十分な能力を有し、契約及び本事業の実施、諸条件の変更に
ついて、柔軟な対応ができる者であること。
- (コ)所用の資格等を網羅した技術者を用い、業務が確実に遂行させることができる者であること。
- (サ)本市の地域経済の循環に配慮し、市内業者を可能な範囲で現行水準と同等条件で活用するよう努める者であること。

(2) 共同事業体による参加

複数の事業者で構成する共同事業体により参加する場合は、次のとおりとします。

- (ア)共同事業体は自主結成とする。
- (イ)共同事業体は意思決定の迅速化やリスク軽減、事業提案の相乗効果を高めるため、構成員数は3事業体以内とする。
- (ウ)出資比率の下限は、2者の場合は30パーセント、3者の場合は20パーセントとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。
- (エ)運営形態は、構成員が一体となって履行する方式を原則とすること。
- (オ)代表する事業者を定め、代表事業者がその手続を行うものとする。
単独で参加する事業者は、他の共同事業体の代表事業者又は構成事業者になることはできないものとし、複数の共同事業体において同時に代表事業者又は構成事業者になることもできないものとする。
- (カ)共同事業体により参加申込した後においては、当該共同事業体の代表事業者及び構成事業者の変更は、原則として認めない。

(3) 失格要件

- (ア)提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しない者
- (イ)提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (ウ)提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

- (エ) 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (オ) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- (カ) 虚偽の内容が記載されているもの
- (キ) 本プロポーザルに関して委員会委員との接触があった者
- (ク) ヒアリングに出席しなかった者

3 参加手続等

(1) 事務局

石岡市市長公室政策企画課 担当：富田・高橋

郵便番号 315-8640

住 所 茨城県石岡市石岡一丁目1番地1

電話連絡 0299-23-1111 (代表) 0299-23-7277 (直通)

FAX 番号 kikaku@city.ishioka.lg.jp

(2) 参加意向申出書の提出

(ア) 提出書類 プロポーザル参加意向申出書 (様式第1号)

誓約書 (要領-1)

施設見学申込書 (要領-2) ※参加を希望する者に限る

共同事業体構成員届出書 (要領-3)

※共同事業体により参加する場合に限る

同種業務実績 (要領-6) ※類似する業務の実績を記載

財務諸表 ※最新決算年度のもの

委任状

※同種業務実績、財務諸表、委任状は共同事業体の構成事業者も提出すること

(イ) 提出期限 令和6年7月30日 (火) 午後5時15分まで (必着)

(ウ) 提出方法 市担当課宛に、持参又は郵送にて提出すること。(持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除いた平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。)

4 その他

プロポーザルに関する詳細は、「提案書作成要領」による。